

## 定住外国籍住民に、日本でも地方参政権を！

以下主旨でネット署名が取り組まれています。

戦後70年の今も解決されていない日本の「旧植民地問題」の後始末、「多文化共生」とはほど遠い移民労働者の受け入れ、民主主義とはほど遠い日本の社会。このような日本の入管体制に目を向けて見ませんか。Change.orgの署名サイト開いてみてください。一筆の署名で意思表示を！そして拡散してください。

徐 翠珍

〈このアクションの共同代表の一人です〉

## 定住外国籍住民に、日本でも地方参政権を！

### 1. 外国籍住民も地方自治のパートナーに

日本には約289万人（2020年末現在）の外国人が暮しており、日本の人口の約2.3%を占めています。このなかには、「留学」や「技能実習」など特定の活動で滞在している人々もいますが、日本に生活の基盤を有する生活者として暮らす「永住者」、「特別永住者（旧植民地出身者及びその子孫）」、「定住者」、「日本人の配偶者」などが約150万人に達しています。また少子高齢化が進むなかで、これからも外国人は増えていくでしょう。こうしたなかで、日本でも「多文化共生」が重要な課題となり、さまざまな取り組みが進められていますが、当事者である外国籍住民は、今なおそれを推進する地方自治に参画することができません。日本では、外国籍住民に参政権が認められていません。

欧州連合（EU）では、外国籍住民に地方参政権を相互に認めています。日本でも、1998年10月、初めて「永住外国人地方選挙権付与法案」が国会に上程されましたが、いまだに成立を見ていません。お隣の韓国では2005年6月法改正が実現し、すでに4回の統一地方選挙で外国籍住民が投票しています。

ちがいを尊重しながら豊かな「多文化共生」社会を実現するためにも、日本人と外国人がお互いに対等なパートナーとして地方自治に参画することはとても大切なことです。

### 2. 外国籍住民の地方参政権は、憲法上禁止されていません

日本には旧植民地出身者である在日韓国・朝鮮人や台湾人などオールドカマー（オールドタイマー）と言われる人々が暮らしています。彼/彼女たちは植民地化の中で日本国籍を強いられ、1952年のサンフランシスコ講和条約発効にともない日本国籍をばく奪された人たちです。こうした人たちに対するさまざまな差別も、例えば「指紋登録義務」は、共に生きる隣人として理不尽な差別に抗議する声が日本社会でも広がり、遂に廃止されました。「国籍」を理由に社会保障から排除されてきた状況は、ベトナム難民の渡来、主要国首脳会議（サミット）発足を契機に、日本が人権条約を締結したことにより改善されました。管理職になれないという「制限」が残っていますが、各地で地方公務員となる外国籍住民も増えています。

1990年代に入って、特別永住者が中心となって外国籍住民も地域住民として地方自治に参画できるように求める声が広がりました。1995年2月、最高裁判所は「法律をもって地方選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示しています。2010年の朝日新聞の世論調査でも60%が賛成、同年の読売新聞と韓国日報の共同調査でも44%が賛成となっており、外国籍住民の

地方参政権は決して否定されておらず、むしろ必要だと考える人たちも数多くいました。

地方自治体の大きな政策課題を決めるときに「住民投票」が実施される場合がありますが、そのときに外国籍住民に投票権を認めた自治体はいまでは 200 を超えています。自分たちの地域のことを決めるときに、たとえ外国籍の人であったとしても「一緒に働き、子どもが同じ学校に通い、地域で共に暮らしているあの人の意見も聞きたい」と思う、こうした当たり前のことを制度にしていくべきではないでしょうか。

### 3. 「こわす」のではなく「創る」のです

外国籍住民が増え、地方自治に参画するようになると、「日本社会がこわされるのではないか」「日本人の肩身がせまくなるのではないか」といった危機感を持つ人がいると思います。「もし投票したければ、日本国籍をとるべき」と考える人もいるかもしれません。でもそうではないのです。世界がそうであるように、いまや単一の民族や文化の同質性では、真に国の活力のある持続可能な社会を生み出すことはできないといわれています。

近年、SDGs（国連・持続可能な発展目標：Sustainable Development Goals）の達成が叫ばれています。その中には「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」といった目標もあります。「内外人平等」の原則に立った外国籍住民の参政権も大切な課題です。日本は、2018 年の国連・人種差別撤廃委員会の日本審査後の「総括所見」において、「数世代にわたり居住する在日コリアンが地方選挙において選挙権を行使できるよう確保すること」との勧告も受けています。

少子高齢化が進むこれからの日本を考えても、多様な文化や価値観の交流を広げることで、エネルギーで活力あふれる社会を生み出していくことが大切ではないでしょうか。そのためにもすべての人が社会の主役になることができるようにしてほしいと思います。外国籍住民が地方自治に参画できるようにすることは、日本社会を“こわす”ことではなく、新しい魅力あふれた日本社会を“創る”可能性を広げるものなのです。

〈定住外国籍住民の地方参政権を実現する会〉

**徐翠珍・自己紹介：**大阪在住在日中国人 2 世です。日本では数少ない中国人オールドカマーです。

1952 年サンフランシスコ条約発効により在日朝鮮人と台湾人は「法 126」外国人登録者の約 95% です。残りの 5% のほとんど、約 6 万人は私たち中国人です。旧植民地出身ではないので在留資格は「一般永住」です。

それから約 70 年、「一般永住者」は 2020 年法務省統計で全外国人の 28%、800872 人です。その数の中に埋もれた私たちオールドカマーの数は激減しています。5 世、6 世にもなる私たち戦前からの中国人の在留資格は今や 3 ヶ月以上在留者と同じ「中長期在留者」です（2009 年改訂入管法）。

しかし、日本の戦争責任、戦後の地位回復等の観点から、私たちの存在は大きな意味を持っていると思います。日本の新たな戦争国家への重要アイテムとなった「嫌中」は戦中の「敵国人」であった私たち 在日中国人への政策に根を持つものと思います。

明治の初めより定着してきた私たちは、日本の移民のルーツでもあります。増え続ける新たな移民労働者たちと共通の生きる場を創り上げる大きなツールとしての選挙権の要求は重大です。